

セグロウリミバエに関するよくある質問

1 セグロウリミバエについて

No1	Q セグロウリミバエはどこから侵入してきた害虫ですか？
	A セグロウリミバエの発生地域である中国、台湾等からの寄生果実の持ち込み、外国船舶によるヒッチハイク等も考えられますが、侵入時期の気流の解析調査した結果、風による飛来の可能性が高いとされています。特定には至っておりません。
No2	Q 沖縄本島地域のウリ科植物の果実では、セグロウリミバエの寄生がよく確認されているのですか？
	A セグロウリミバエが確認される地域は広がっておりますが、低密度で維持出来るよう防除対策を行っております。寄生された果実は管理が放置された園地などで主に確認されており、害虫防除対策が徹底されている園地では寄生のリスクは低いと考えられます。
No3	Q セグロウリミバエに寄生されている果実を食べた場合、健康に影響はありますか？
	A セグロウリミバエに寄生された果実は腐敗するため、口にすることは考えにくいですが、万が一、寄生された果実を口にしても健康に影響が出るものではありません。

2 移動制限について

No4	Q 量販店や農産物直売所で購入した対象植物の生果実等は、本島外に移動できますか？
	A 果実等の箱やこん包に検査合格証明ラベルが貼付されていないものは、本島外への移動ができません。
No5	Q 量販店や農産物直売所で購入した対象植物の生果実等の移動検査はできますか？
	A 移動検査は生産者の段階で実施されます。販売された後の生果実等の移動検査は実施できません。
No6	Q 直売場等で本島外への贈答用に果実を出荷する予定です。検査申請の対象となりますか？
	A 検査合格証明ラベルが貼付された箱を開けることなく再汚染防止対策がされた状態で出荷～販売～発送される場合は本島外へ移動ができます。
No7	Q 移動検査は誰が受けるのか？
	A 移動検査は農家の圃場ごとに行われます。農家の皆さまは、移動検査の申請を圃場のある市町村に提出をお願いします。
No8	Q 移動検査を受けるために必要な農地の規模要件はありますか？
	A 農地面積の規模要件はありません。対象植物の果実等が本島外に出荷される可能性がある場合は移動検査を受けて検査合格証明ラベルを貼付して出荷してください。
No9	Q 移動検査にお金はかかりますか
	A 移動検査には手数料などの費用はかかりません。また、検査に合格した際に貼付する検査合格証明ラベルも那覇植物防疫事務所から市町村を通じて発給され、費用はかかりません。

No10	Q 個人で運送業者に依頼して出荷することを予定しています。運送業者に取扱いしてもらえるか。
	A 個人で輸送業者を通じて出荷する場合も、検査合格証明ラベルが貼付されている物であれば、本島外への移動は可能です。
No11	Q 農地が複数の市町村にあります。それぞれの市町村に申請を提出する必要がありますか。
	A 農地が複数の市町村に存在する場合、まとめて申請することが可能です。この場合、申請書提出や検査合格証明ラベルの受領を考慮して、申請をお願いします。
No12	Q 住所と農地の所在する市町村が異なります。どちらの市町村に申請を提出すればよいか。
	A 検査は農地単位で判定します。原則、農地が所在する市町村に移動検査の申請を提出してください。
No13	Q 検査合格証明ラベルが貼られていない出荷物はセグロウリバエが付着している可能性が高いのか
	A 害虫防除対策を徹底した果実へのセグロウリミバエの付着リスクは低いと考えております。現在まで、出荷された対象植物の果実等にセグロウリミバエの付着は確認されていません。
No14	Q 本島内に流通する商品にも検査合格証明ラベルを貼った方がいいか
	A 検査合格証明ラベルは本島外に移動する対象植物の果実等の箱や梱包に貼付されている必要があります。本島内で消費される対象植物の果実等の箱や梱包は、移動制限の対象にはなっていないため貼付の必要がありません。一方で、市場等を通して本島外に対象植物の果実等を移動する可能性がある場合には、検査合格証明ラベルを貼付することをお勧めします。
No15	Q ミニトマトは移動制限の対象になるのか
	A ミニトマトはトマトとして移動制限の対象になります。
No16	Q パプリカは移動制限の対象になるのか
	A パプリカはピーマンとして移動制限の対象になります。
No17	Q 島トウガラシは移動制限の対象になるのか
	A 島トウガラシ(キダチトウガラシ)は、トウガラシと別種になるため移動制限の対象ではありません。しかし、島トウガラシにはナスミバエという害虫が寄生する可能性があることから、原則、島トウガラシの生果実を県外へ移動させることは自粛いただくようお願いしております。
No18	Q マンゴーは移動制限の対象になるのか
	A マンゴーは移動制限の対象ではありません
No19	Q サヤインゲン以外の(未成熟)のマメ類も移動制限の対象になりますか。
	A サヤを食べるマメ類で対象になっているのはサヤインゲンです。 サヤエンドウ、ササゲ、十六ササゲ(フーローマメ)、シカクマメ、フジマメなどは移動制限の対象ではありません。

No20	Q 検査合格証明ラベルの貼付されている出荷物を集め、再度梱包して本島外に出荷することはできますか A 再梱包の申請を提出する必要があります。詳細は那覇植物防疫事務所にお問合せください。
No21	Q 離島市町村又は県外から沖縄本島への対象植物の果実等の移動に制限はありますか。 A 本島内にて消費する際には制限はありません。一方で、本島を経由する際には管理方法等について、那覇植物防疫事務所にご相談ください。
No22	Q 対象植物の苗を本島外へ移動できますか A 移動制限の対象は、対象植物の生果実と花および容器包装となっております。果実や花の付いていない苗は移動制限の対象ではありません

3 その他

No23	Q 家庭菜園でウリ科植物の栽培の自粛を求めています、苗の販売についての制限はあるのか。 A 家庭菜園では、農薬等を用いた害虫防除の徹底が困難であることから、特に、セグロウリミバエが寄生しやすいウリ科植物の栽培自粛を求めています。苗の販売業者に対しては、ウリ科植物の販売の自粛を求めています。販売する際には、害虫防除の徹底を指導いただくようお願いしております。
No24	Q セグロウリミバエの(成虫)ような虫が飛んでいるどうしたらいいか A 県内では、ウリミバエの再侵入防止対策としてウリミバエの不妊虫を大量に放飼していますのでその可能性があります。気になる場合は県病害虫防除技術センターや営農支援課までご相談ください。
No25	Q 果実の中に幼虫(ウジ)がいた A 袋に密閉ののち、病害虫防除技術センター又は最寄りの農業改良普及センター(課)にご相談をお願いします。

※今後のセグロウリミバエの確認状況によって、各種対応に変更が生じる可能性があります。